

諫早市指定給水装置工事業者各種届出等のご案内

◎ 指定事項の変更や主任技術者の異動等あった場合は、必要書類を添付し提出してください。

(表中○印が添付書類として必要です)

届出の種類		届出様式	定款（財団法人の場合は寄付行為）の写し	住民票	誓約書	事業所写真	備考	
指定事項の変更	事業所の名称	法人	○				・住民票は発行日から3ヶ月以内のもの ・定款は直近のもの ・支店の移転等本店の変更登記や住民登録の変更を伴わないものは、様式第3号のみ提出すること 届出期間：変更があった日から 30日以内	
		個人		○				
	事業所の所在地（住所）	法人	指定給水装置工事業者 指定事項変更届出書 (様式第3号)	○				○
		個人			○			○
	代表者及び氏名	法人		○		○		
		個人			○			
役員	法人				○			
主任技術者の選任・解任	法人	給水装置工事主任技術者 選任・解任届出書 (様式第5号)						・免状の写しを添付（選任のみ） 届出期間：当該事由が発生した日から 2週間以内
	個人							
		※給水装置工事主任技術者を欠いた状態は「指定の取消し」要件に該当しますので注意してください。						
事業の廃止・休止・再開	法人	指定給水装置工事業者 (廃止・休止・再開)届出書 (様式第4号)					・廃止の場合は指定給水装置工事業者証を返還すること 届出期間：再開…再開の日から 10日以内 廃止・休止…廃止又は休止の日から 30日以内	
	個人							
事業者証の交付・再交付	法人	指定給水装置工事業者 証交付・再交付申請書					・汚損の場合は、その指定給水装置工事業者証を添付すること	
	個人							

- 「氏名」の変更で「個人」の場合とは、「個人事業者本人の氏名」の変更です。
- 法人・個人を問わず事業者の継承（個人から個人への相続、個人から法人への組織化、法人から法人への営業譲渡、合併に伴う新会社の設立）は一切できません。
- この場合には「廃止」→「新規」の手続きを行ってください。
- 「有限」から「株式」への組織変更の場合には同一法人とみなし、名称変更のみとなります。

※給水装置工事主任技術者の方の住所変更等は

(財) 給水工事技術振興財団
TEL 03-6911-2711

へお問い合わせください。